

三次市教育委員会告示第25号

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年11月5日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示

三次市臨時的任用教員に関する要綱（平成16年三次市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項第1号中「6,400円（被害が特に甚大であると教育委員会が認める非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、6,400円に100分の200を乗じて得た額）」を「8,000円（被害が特に甚大であると教育委員会が認める非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、8,000円に100分の200を乗じて得た額）」に改め、同項第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同項第4号中「2,400円」を「3,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成26年11月5日から施行し、平成26年10月1日から適用する。